

# 令和2年第5回上三川町議会定例会会議録

令和2年9月2日（水）

## 1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑、討論、採決）

（令和元年度決算上程審議、委員会付託（決算））

令和2年9月2日～9月11日

町議会定例会会議録

令和2年9月2日第5回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 渡邊由紀子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘
代表監査委員	舘野 治信		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第4号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 報告第5号 議会の委任による専決処分事項の報告について（工事請負契約の変更  
体育センター耐震補強・大規模改修工事）
- 日程第5 報告第6号 公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について
- 日程第6 議案第60号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度上三川  
町一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分）
- 日程第7 議案第61号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度上三川  
町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する専決処分）
- 日程第8 議案第62号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度上三川  
町水道事業会計補正予算（第1号）に関する専決処分）
- 日程第9 議案第63号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度上三川  
町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する専決処分）
- 日程第10 議案第64号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第65号 上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 <sup>あざ</sup>字の区域の変更について
- 日程第13 議案第67号 工事請負契約の締結について（庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事  
（1期工事））
- 日程第14 議案第68号 上三川町税条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第69号 上三川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第70号 上三川町手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 上三川町放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第72号 令和2年度上三川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第73号 令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第74号 令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第75号 令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第76号 令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第77号 令和元年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第78号 令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第25 議案第79号 令和元年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第26 議案第80号 令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第27 議案第81号 令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

- 日程第28 議案第82号 令和元年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第29 議案第83号 令和元年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和2年第5回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和元年度決算を審議する大変重要な会議であります。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年第5回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいま出席している議員は14人です。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、議案書の差し替えがございます。内容は、全員協議会でも報告いたしました上三川町農業公社の経営状況について、報告第6号として追加になったものでございます。

次に、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和2年5月分から7月分までの3か月分、令和2年7月に実施されました財政援助団体等監査結果報告が提出されております。

また、組合議会関係では、令和2年第2回石橋地区消防組合議会臨時会の審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、9番・勝山修輔君、10番・田村 稔君を指名いたします。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番、議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和2年第5回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、8月11日及び27日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告3件、議案24件で、一般質問通告者については9人です。

会期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応として会期を短縮し、本日9月2日から11日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、執行部からの報告、議案の全てを上程し、議案第60号から議案第63号、議案第65号から議案第71号及び補正予算である議案第72号から議案第76号については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

また、人事案件である議案第64号については、質疑・討論を省き採決をお願いいたします。

議案第77号から議案第83号までの各会計決算の認定については、提案説明後、全体質疑を行い、議会の運営に関する要綱第26条の規定に基づき決算特別委員会を設置し、3日間の予定で審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の委員につきましては、各常任委員会から3人を選考していただき、副議長を加え、計7人でお願いしたいということで議会運営委員会において決定をいたしました。本会議の中で委員会設置の際に、議長からお諮りいただきたいと思っております。

2日目は一般質問を行い、3日目は休会といたします。

6日目から8日目は決算特別委員会を開き、令和元年度決算の審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目は休会としますが、9日目においては委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、決算特別委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日として、委員長より付託案件の審査結果報告を頂き、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思っております。また、最終日に議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、委員会案について、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から11日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から11日までの10日間と決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、報告第4号「令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」から、日程第5、報告第6号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について」を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第4号「令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、ご説明いたします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員に審査いただき、その意見を付して議会に報告し公表することとされておりますので、ここに報告するものでございます。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字がありませんので該当なしとなり、実質公債費比率は5.1%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため該当なしとなりました。また、資金不足比率のうち、水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも資金の不足額が生じていないため該当なしとなりました。

また、いずれの指標も早期健全化基準または経営健全化基準を下回っておりますので、本町の財政は健全と言えるものでございます。今後もこれらの指標を踏まえながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告第5号の「議会の委任による専決処分事項の報告について」、ご説明いたします。

令和元年9月20日に工事請負契約を締結いたしました体育センター耐震補強・大規模改修工事において、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、変更請負契約の締結を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について」、ご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、上三川町農業公社の経営状況について、当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算を議会に報告するものであります。農業公社の令和元年度の決算額は、経常収益計2,347万1,156円、経常費用計2,312万9,415円でございます。また、令和2年度の予算額は、経常収益計2,334万4,000円、経常費用計2,354万円でございます。不足額の19万6,000円につきましては、経常外の一般正味財産より補填するものでございます。

農業公社の経営状況についての詳細は、お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第4号から報告第6号は、これをもって終わります。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第6、議案第60号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度上三川町一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分）」から、日程第9、議案第63号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する専決処分）」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第60号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、国の2次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて、事業継続や雇用維持等への対応及び「新しい生活様式」等への対応を図るため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月10日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金で学校保健特別対策支援事業費の増額補正をし、歳出につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費において、それぞれ新型コロナウイルス感染症対応に係る事業費の増額補正をいたしました。この結果、歳入歳出予算の総額に5,917万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を152億3,898万円としたものでございます。

次に、議案第61号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

「令和2年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国の2次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて、事業継続や雇用維持等への対応及び「新しい生活様式」等への対応を図るため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月10日付で専決処分を行ったものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る農業集落排水使用料の減免に対する財源の組替えを行ったものであり、既定の歳入歳出予算の総額3億2,900万円に変更はございません。

次に、議案第62号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、国の2次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて、事業継続や雇用維持等への対応及び「新しい生活様式」等への対応を図るため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月10日付で専決処分を行ったものでございます。

収益的収入における増額補正4万1,000円の内容は、水道料金の減免に係る水道料金収入の減額及び他会計補助金の増額によるものでございます。収益的支出における増額補正4万2,000円の内容は、水道料金の減免に係る通信運搬費の増額によるものでございます。

次に、議案第63号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、国の2次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて、事業継続や雇用維持等への対応及び「新しい生活様式」等への対応を図るため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月10日付で専決処分を行ったものでございます。

収益的収入における補正増額2,000円の内容は、下水道使用料減免に対して下水道使用料を減額し、他会計補助金を増額したものでございます。収益的支出における補正増額2,000円の内容は、下水道使用料減免に対する通信運搬費を増額したものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ございません



か。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに、議案第60号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第60号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第61号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第61号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第62号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第62号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第63号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第63号は承認することに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第10、議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

来る9月30日をもちまして、教育委員の関 美恵氏が任期満了を迎えるために、関氏に今後も教育委員をお願いしたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第64号は同意することに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第11、議案第65号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第65号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、会計年度任用職員制度が施行されたことに伴い、実態としての継続勤務の状況にある会計年度任用職員に育児休業制度を適用させるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 当町においてですね、これに、その条項に該当する職員というはおるんでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 今回の条例改正に適用になります職員については、非常勤職員ということになってございます。会計年度任用職員ということにつきましては、令和2年度の当初予算においては100人程度の予算を確保しているところでございます。あくまで非常勤職員ということですので、確定はしてないという状況でございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第65号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第12、議案第66号「字<sup>あざ</sup>の区域の変更について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第66号「字<sup>あざ</sup>の区域の変更について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川インター南産業団地整備事業において、区画等の形状に合わせた合筆等を行うため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字<sup>あざ</sup>の区域の変更を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第66号「字<sup>あざ</sup>の区域の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第13、議案第67号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第67号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町大字しらさぎ一丁目1番地の庁舎外壁、建具、屋上防水改修工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものでございます。

契約の内容は、契約金額1億4,520万円で、契約の相手方は「鈴木屋・東部特定建設工事共同企業体」でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決いたします。

議案第67号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第14、議案第68号「上三川町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第68号「上三川町税条例等の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本町におきましても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、個人町民税における未婚のひとり親及び寡婦(夫)控除の見直し、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数換算方法の見直し、及び改元対応等を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決いたします。

議案第68号「上三川町税条例等の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第15、議案第69号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第69号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本町におきましても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、税額算定において、低未利用土地を譲渡した場合における所得控除を創設するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第69号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第16、議案第70号「上三川町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第70号「上三川町手数料条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第70号「上三川町手数料条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第17、議案第71号「上三川町放課後児童クラブの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第71号「上三川町放課後児童クラブの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、本町が設置する8つの放課後児童クラブの全てを一括して指定管理者による管理運営を実施するに当たり、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、当該施設の管理運営をする指定管理者として「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の8つの学童クラブをですね、今まで指定管理者として管理していたシダックスということでございますが、ここ6月、7月の間に、明治小学校の明治小学童クラブ、大山の558の8番地、この場所を何回となく通りましたが、敷地内の管理、いわゆる、ここで業務内容といたしまして「施設設備及び備品の維持管理に関する業務」ということでなっておりますが、この施設の周り、敷地ですか、これが非常に草丈が伸びて、何でこのような状況にしておくのか、管理がなっていないということで、地元の人から私のところに苦情があつて、私もそのとおりだなと思って、この間、写真を撮ってきました。この辺のところの管理指導はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 確かに議員のおっしゃるとおりですね、7月後半、学童保育の施設の周りの草、こちらのほうは膝下ぐらいまでの繁茂の状態でございます。その状態、確認しております。別の議員さん、それから町民の方からもご指摘を頂きまして、7月の後半の連休中に1度、草刈りをした状況でございます。その後も度々その状況の確認をしておりますが、私どものほうからもシダックスのほうに草の刈り込み、もしくは除草剤の散布とか、そういった適切な管理のほうを求めていると

ころでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私もしばらくあの辺に行ったことはないんですけども、もうここは使われていないのかなというふうな感じの荒れ状態でした。公共施設として役場が管理、そして指定管理者が管理している割には、何か廃墟のような状態で、家で言えば誰も人が住んでいないのかなというふうな状況下だったものですから、この辺のところ、今後とも指定管理者になったとしたら、指導してもらいたいなと思います。

施設内の管理、周りから見ても、誰でも分かるようなこのような管理状況下にあるということは、ここに業務の内容とありますけども、1から6までありますけども、「利用の制限及び入所の許可の取消しに関する業務」とか「保育料の徴収及び減免に関する業務」、それと「自主事業に関する業務」、そして最後に「その他町長が必要と認める業務」とありますが、私とその施設外の敷地の管理を見ますと、この6つの業務内容もこのようなずさんな状況の中での運営じゃないかと。ここまでは私達は見ることができませんけども、その辺のところも今後厳しく目を配って、健全な学童保育が運営できるようにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長【石崎幸寛君】 他に質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この学童保育の8か所には8人ぐらいの責任者がいるのかなというふうに私は思われて、私は2か所ほどしか散歩のついでに行ったり何かをしないのですが、ここはよくできてるなというのと、ここは何でかなというふうな思いをすることがあります。なぜかという、そこにいる先生というのか、先生ですかね、学童保育の、その人の上に立っている人がよく指示をしているところは生徒の預かり方が上手かなというふうに思うのですが、違うところは、一々名前を挙げてここだと言うと、それはまた問題になるかと思うので、それはやっぱり上に立つ主任とかそういう方が要るのかどうか。私、中にまで入って、子供がいませんので、分からないんですけど、そういうことが有り得るのでしょうか、有り得ないのでしょうか。ちょっと返答してくれますか。

○議長【石崎幸寛君】 主任がいるかどうかということですか。

○9番【勝山修輔君】 そうですね、その指導力によって違うんじゃないかなというふうに、私が歩いていて見えるものですから。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 学童クラブのですね、運営体制につきましては、全8クラブの統括責任者というものも実際おりますし、各8クラブごとにですね、責任者というものを配置しております。責任者は当然ですね、支援員の、県で行ってるような研修、そういったものを受けて、受講して運営に当たっているということで、ある程度スキルの向上を目指して研修等を受けている状況です。他の支援員についても、2年以上の経験を有するとか条件はございますが、スキルの向上を目指してですね、県の行っている研修等を受講しているような状況でございます。トータル的に指導員全員が保育のスキルの向上ということで皆さん取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それではね、責任者と称する者がいるとするならば、見てね、分かるように、ここはすごくいいけど、ここは悪いなというふうなことが私みたいな素人にも分かるということは、預けてる方はそこしか知らないわけだから、あっちへ預けて今度はこっちへ預けてというわけにはいかないわけですから、そうすると、そういう指導をですね、集めて行政も同じレベルにしていくようなことを、受けてるからとか受けてきたからとか、そういうものを持っているからとかじゃなくて、子供に行く選択はないわけですよ。ここの学校の子はここへ行きなさいということを決められてるはずですよ。ですから、「私、ここは嫌だからあっち行くよ」というわけにはいかないんじゃないかなというふうに思うんですが、同じようなレベルになるように行政がやっぱり指導しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうなってるんでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 保育の内容について、保護者の方から苦情とかご指摘とか頂いてる部分がございますので、町のほうから、指導員の対応といいますか保育の対応について、いろいろ指導といいますか、いろいろ要求を出しているところもございます。町としましても、各学童クラブの保育の状況が、あっちのクラブは丁寧に保育しているとか、こっちのクラブはちょっと状況がよくないとかということがないように、町のほうも注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 やはり預ける人が一番中心なので、預けているのは、学校の先生で言えば、教員免許を持ってるからみんなできるんだ、というものではないと思うんですね。その人の持ったレベルというのもあるし、その人の持った感受性もあるし、そういうことを一定にするということを、やっぱり子供は宝だというふうに町長が言ってるんですから、宝をもうちょっと大事にするような施策をやっぱり指導するのは行政の立場じゃないかと思うので、課長に文句を言ってるわけじゃないんです。そのようにやっぱり指導していただきたいなということで、終わります。

○議長【石崎幸寛君】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第71号「上三川町放課後児童クラブの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。



○議長【石崎幸寛君】 日程第18、議案第72号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」から、日程第22、議案第76号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第72号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかつたもの、額の確定、または確定見込みのものを補正するとともに、今後の財政運営の安定性に配慮することとして、編成したものでございます。

まず、歳入について、主なものといたしまして、今年度より制度化されました法人事業税交付金について、交付額見込みにより増額補正いたします。地方特例交付金では、減収補てん特例交付金の交付額の確定により増額補正いたします。地方交付税では、普通交付税の交付額確定により減額補正いたします。国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額補正いたします。県支出金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額補正いたします。繰入金では、各特別会計の前年度決算の確定により、繰入額をそれぞれ増額補正いたします。また、財政調整基金繰入金の減額補正及び義務教育施設整備基金繰入金の増額補正をいたします。繰越金では、前年度決算の確定に伴い増額補正いたします。町債では、臨時財政対策債を減額補正いたします。

歳出について、主なものといたしまして、議会費では、議員報酬について、減額補正いたします。総務費では、マイナンバーカードに付随するマイナポイント普及啓発事業及びとちぎ高校生地域定着モデル事業について、増額補正いたします。民生費では、令和元年度事業の確定見込みによる国・県支出金の返還金及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る補助金を増額補正いたします。衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、インフルエンザワクチン接種費用の一部助成について、増額補正いたします。農林水産業費では、農村環境改善センターの修繕工事費を増額補正いたします。商工費では、プレミアム商品券事業の増額補正及び新型コロナウイルス緊急支援助成金の減額補正をいたします。土木費では、道路整備事業に係る用地取得費及び物件補償費を増額補正いたします。教育費では、小学校公仕の人件費及び中学校設備の修繕工事費を増額補正いたします。さらに、地方債補正といたしまして、臨時財政対策債に係る限度額を変更いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に1億3,205万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を153億7,103万9,000円とするものでございます。

次に、議案第73号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入では、前年度繰越金及び保険給付費等概算払い金の精算に伴う返還金の増額など、歳出では、前年度県交付金等の精算に伴う償還金及び基金積立金の増額などで、歳入歳出予算の総額に3,105万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億5,225万3,000円とするものでございます。

次に、議案第74号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、前年度事業費の精算に伴う介護給付費準備基金積立金及び国庫負担金等償還金の増額などで、歳入歳出予算の総額に1億1,991万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を23億8,791万3,000円とするものでございます。

次に、議案第75号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などで、歳入歳出の総額に232万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億8,232万9,000円とするものでございます。

次に、議案第76号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

資本的支出における補正増額548万8,000円の内容は、会計間の異動に伴い、人件費を増額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

---

○議長【石崎幸寛君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。11時5分から再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時03分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を開きます。

---

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、議案第72号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、ご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

第6款第1項1目法人事業税交付金、補正額1億999万9,000円の増額につきましては、内示により増額補正するものです。

第9款第1項1目地方特例交付金、補正額1,049万円の増額につきましては、減収補填特例交付金の交付額確定によるものです。

第10款第1項1目地方交付税、補正額1,363万3,000円の減額は、普通交付税の交付額確定によるものです。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金6,048万円の増額は、1節総務管理費補助金で、国の1次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,639万1,000円と、マイナポイント普及啓発のためのマイナポイント事業費補助金408万9,000円をそれぞれ交付決定により計上するものです。

第15款県支出金、第2項県補助金、1目総務費補助金50万円の増額は、1節総務管理費補助金で、今年度から県で実施するとちぎ高校生地域定着促進モデル事業、補助率10分の10が採択されたことに伴い計上したものです。2目民生費補助金466万円の増額は、2節児童福祉費補助金で、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための備品等の購入経費を支援する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補助率10分の10を見込むものです。4目農林水産業費補助金82万6,000円の増額は、1節農業費補助金で、多面的機能支払事業の交付決定に伴う2万6,000円と、新規に人・農地問題解決加速化支援事業費補助金が採択されたことによる80万円を見込むものです。同じく第3項委託金、1目総務費委託金11万2,000円の増額は、4節統計調査費委託金、国勢調査費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用が追加交付されることになったため増額するものです。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金557万6,000円、2目介護保険事業特別会計繰入金1,130万1,000円、3目後期高齢者医療特別会計繰入金294万7,000円は、いずれも前年度の事業費確定による精算額を増額補正するものです。同じく第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額7,041万9,000円の減額は、法人事業税交付金や地方特例交付金繰越金の確定により一般財源が確保されたため、繰入金を減額補正するものです。5目義務教育施設整備基金繰入金、補正額140万8,000円の増額は、昨年度ふるさと納税の指定寄附金として受入れ、積立てしたものを、今回の施設維持改修事業の財源として繰入れするものでございます。

第19款第1項1目繰越金につきましては、額の確定に伴い2億5,034万1,000円を増額するものです。

第21款町債、第1項町債、6目臨時財政対策債、補正額2億4,252万9,000円は、発行可能額の確定に伴い減額するものです。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 それでは、続きまして、歳出のご説明をさせていただきますが、事項別明細書の説明に入ります前に、給与費明細書のご説明をさせていただきます。20ページをお開き願います。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで一括してご説明をいたしますので、事項別明細書の中での給与費関係の説明は省略させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、ご説明をいたします。

20ページの補正予算給与費明細書、1、特別職の表になりますが、一番下の欄、比較をご覧になっていただきたいと思いますが、報酬の234万円の減額につきましては、議員報酬について、令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間、議長等の議員報酬月額について、100分の10に相

当する額を減ずる措置が講じられたことによるものでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。2、一般職（1）総括の表になります。一番下の欄、比較をご覧になっていただきたいと思いますが、給料の574万9,000円の増額及び共済費の177万8,000円の増額につきましては、小学校7校における学校公仕の給与費等について、当初予算では正規職員2名、再任用職員2名、会計年度任用職員3名を充てることで予算を計上しておりましたが、人事異動などによりまして、正規職員3名、再任用職員3名、会計年度任用職員1名の配置になりましたことにより、給料等に不足が生じることになりましたことから、増額するものでございます。

以上で給与費明細のご説明を終わります。

続きまして、事項別明細についてご説明をさせていただきます。14、15ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、財源の振替に伴う補正となっているもので、マイナポイント事業に係る会計年度任用職員の報酬等の財源について、マイナポイント事業費補助金を充てるべく補正するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、7目企画費、補正額338万1,000円の増額でございます。内訳としましては、マイナポイント普及啓発事業として、啓発用品購入のための消耗品費及び備品購入費193万2,000円と、とちぎ高校生地域定着モデル推進事業として、委託料等で50万円、こちらの事業は、今年度県で新設した補助事業を活用するもので、高校生を中心とする若い世代の地元定着を促進するため、町と連携して行う高校生などの地域活動を支援するものになります。また、定住促進事業として、本町の魅力を外部に発信するランディングページ作成に係る費用等94万9,000円を計上したものです。

第5項統計調査費、1目統計調査総務費11万2,000円の増額は、10節需用費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、国勢調査に係る統計調査員及び指導員に衛生用品、マスク、消毒液を支給するための経費を計上したものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費の14節工事請負費の31万8,000円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、上三川ふれあいの家ひまわりと上三川町こども発達支援センターおひさまの家、こちらの建物内の換気を行うため、窓に網戸の設置等を行うものでございます。その下、22節償還金、利子及び割引料の5,206万1,000円の増額補正につきましては、令和元年度の事業費の確定に伴い、国・県負担金の一部を返還するものでございます。

続きまして、5目老人福祉費の18節負担金、補助及び交付金の93万円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として行うもので、感染を恐れ、外出を控えることが多くなっている高齢者のフレイル対策のため、高齢者の居場所となっているいきいきサロンなどで感染症予防のための対策、例えば衛生用品や非接触型の体温計などの購入を行った場合に、3万円を上限として費用の2分

の1の補助を行うものでございます。その下、27節繰出金の8万円の増額補正につきましては、介護保険における第三者行為の求償事務を栃木県国民健康保険団体連合会に事務委託することに伴う負担金分を、介護保険事業特別会計に繰り出しするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、3目子ども・子育て支援費、補正額2,687万1,000円の増につきましては、10節、17節及び18節では、町内児童福祉施設で新型コロナウイルス感染症対策を講じるために必要な経費を計上し、22節では、令和元年度の国・県負担金及び県補助金の返還金を計上したもので、10節需用費では、放課後児童クラブ及び子育て支援センター等で使用する消毒液等の消耗品として33万1,000円を、17節備品購入費では、子育て支援センターで使用する空気清浄機1台分として39万3,000円を、18節負担金、補助及び交付金では、各保育園等で使用する消毒液やマスクなどの購入に対する補助金として393万6,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。また、22節償還金、利子及び割引料では、子どものための教育保育給付交付金並びに子育てのための施設等利用給付交付金の国・県負担金と、栃木県施設型給付費等事業費の県補助金につきまして、令和元年度分が確定見込みとなりましたことによりまして、合計2,221万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、10目母子衛生費、補正額2,000万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症と例年冬場に流行期を迎えるインフルエンザが同時期に流行することを防ぐとともに、医療現場の混乱を避けるため、インフルエンザの予防接種費用の一部を町が負担し、接種者の増加を図ろうとするものでございます。12節委託料は、現物給付分として医療機関にお支払いする委託料を全体の7割で1,400万円、次のページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、償還払い分として、費用助成申請者にお支払いする交付金を全体の3割で600万円と見積もり、それぞれ増額補正するものでございます。対象者につきましては、接種日に本町にお住まいの生後6か月から中学生までのお子さんと妊娠中の方でございまして、1回当たり2,900円の助成として、およそ4,000人分の予算を見積もったところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費をご説明いたします。10節需用費の5万6,000円の増額につきましては、多面的機能支払交付金事業と人・農地問題解決加速化支援事業の交付決定額の増額により、需用費として消耗品費を増額するものでございます。

次に、12節委託料の75万円の増額は、人・農地問題解決加速化支援事業の推進に当たり、人・農地プランの実質化に関する集落耕作マップを作成し、地域との会合などに活用するため、委託料を計上するものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料の1万5,000円は、人・農地問題解決加速化支援事業の人・農地プランの実質化における地域会合に要する自治会、公民館などの使用料を増額するものでござい

す。18節負担金、補助及び交付金の2,000円の増額は、森林山村多面的機能発揮対策事業における里山林保全の取組、面積が0.1ヘクタール規模を拡大したことにより、町負担金の増額が生じたため、負担金を増額するものでございます。

次に、6目改善センター費についてご説明いたします。14節工事請負費の304万3,000円の増額は、改善センター施設内の非常灯の絶縁不良が定期保守点検において指摘をされ、不良電気設備を取り急ぎ改修するため増額するものでございます。

以上で6款の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 続きまして、第7款第1項商工費、2目商工振興費2,000万円の減額補正でございます。18節負担金、補助及び交付金、内訳でございますが、補助金で、今後でもですね、新型コロナウイルスの影響が長引くということが予想されることからですね、今後、秋口からの景気の落ち込み等に対応しまして、さらなる消費喚起を促すため、本年度第2弾のですね、プレミアム商品券事業としまして3,000万円の増額。また、交付金では、新型コロナウイルス緊急支援助成金が7月末をもって助成期間が終了したため、5,000万円の減額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 続きまして、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料の補正額183万7,000円につきましては、石田地内の認定外道路におきまして、不法投棄事案が発生したことから、収集運搬及び処分費を計上したものでございます。

続きまして、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、16節公有財産購入費、21節補償、補填及び賠償金につきましてご説明いたします。16節公有財産購入費の補正額1,159万1,000円につきましては、上三川南産業団地のアクセス道路として整備中の町道3の123号線について、計画地北側の地権者との用地契約が急遽決定したことにより、道路用地取得費を計上するものでございます。また、21節補償、補填及び賠償金の補正額1,959万2,000円につきましては、先ほどの説明同様、計画地北側の地権者との契約が急遽決定したことや電柱移設費が必要になったことにより、物件補償費を計上するものでございます。

続きまして、3項河川費、1目河川総務費、16節公有財産購入費の補正額2万9,000円につきましては、現在整備中の赤沢川河川改修事業におきまして、一部用地買収が必要になった箇所が判明したことにより、河川用地取得費を計上するものでございます。また、21節補償、補填及び賠償金の補正額15万4,000円につきましては、先ほど同様、赤沢川の河川改修事業におきまして、西田北公民館の物置が工事の影響を受けることが判明したことから、物件補償費を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、18、19ページをお開き願います。第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料261万8,000円の増額補正につきましては、明治小学校屋内運動場屋根改修工事の設計業務委託料でございます。明治小学校の屋内運動場の屋根改修

工事を実施するに当たり、今年度に改修工事の設計業務を委託。次に、第3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費269万7,000円の増額補正の内訳につきましては、明治中学校の受水槽制御盤が制御不能となり、早急に修繕工事が必要となったため、既に施設整備維持改修事業の維持急破工事分で予算化しておりました予算をもって既に実施はいたしました。この工事費の不足額120万4,000円と、本郷中学校の保健室空調機が故障したための設置工事費149万3,000円を計上するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、第4項社会教育費、2目公民館費、10節需用費、修繕料の73万5,000円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、公民館の換気を促すため、網戸の設置、修繕を行うものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございますが、今回の歳入の補正に伴いまして、臨時財政対策債の補正後の限度額を2億1,417万1,000円に変更するものです。

以上で、令和2年度上三川町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第73号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第10款繰越金、第1項繰越金、2目その他繰越金、1節前年度繰越金2,705万3,000円の増額は、令和元年度繰越金の確定によるものでございます。

第11款諸収入、第2項雑入、6目雑入、1節雑入400万円の増額は、保険給付費等概算払いの額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第7款積立金、第1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金、24節積立金1,800万円の増額は、事業費確定により国民健康保険財政調整基金へ積み立てるものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金、22節償還金、利子及び割引料701万9,000円は、令和元年度保険給付費等交付金の額の確定による償還金の増額でございます。

第2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金557万6,000円の増額は、令和元年度職員給与費等の額の確定による一般会計への返還金でございます。

第13款予備費、第1項予備費、1目予備費45万8,000円は、歳入歳出補正の端数を増額するものでございます。

以上で、議案第73号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明

を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、議案第74号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金の152万6,000円の増額補正につきましては、前年度事業費の確定によるものでございます。

次の第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他の一般会計繰入金の8万円の増額補正につきましては、第三者行為の求償事務を栃木県国民健康保険団体連合会に事務委託することに伴う負担金を、一般会計から繰り入れるものでございます。

次の第8款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金の1億1,830万7,000円の増額補正につきましては、令和元年度の繰越額の確定によるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、2目連合会負担金の8万円の増額補正につきましては、第三者行為の求償事務を栃木県国民健康保険団体連合会に事務委託することに伴う負担金でございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の7,987万9,000円の増額補正につきましては、事業費確定に伴う精算額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目償還金の3,066万8,000円の増額補正につきましては、令和元年度の事業費確定に伴い介護給付費負担金で2,495万9,000円を、地域支援事業費負担金で570万9,000円を国・県社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。

同じく第5款の第2項繰出金、1目一般会計繰出金の1,130万1,000円の増額補正につきましては、令和元年度の事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

第6款予備費、第1項予備費、1目予備費の201万5,000円の減額補正は、財源の調整でございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第75号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金232万9,000円の増額は、令和元年度繰越金の額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第3款諸支出金、第2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金294万7,000円の増額は、令和元年度事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。



第4款予備費、第1項予備費、1目予備費61万8,000円は、歳入歳出補正の端数を減額するものでございます。

以上で、議案第75号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第76号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。

資本的支出でございます。第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費の548万8,000円の増額補正につきましては、会計間の職員異動に伴いまして人件費を増額するものでございます。

以上で、議案第76号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 一般会計の歳出の部分で、ちょっと分からない部分を2点ほどお聞きします。まず、母子衛生費でインフルエンザ、これ、補正で上がってますけど、これは小中学生は入ってないんですか。

それと、たしか小山医師会で統一して、小山医師会で小中学生までインフルエンザの、この、コロナ対応で要請が来てると思いますけど、その対応がどうなってるのか。

もう1点はですね、明治小学校の屋根改修だけ今回設計が入ってますけど、こういう発想はなかったのか。地方創生交付金で、コロナ対応で、エアコンを使って、避難所ですから、エアコンも設計に入れるという、そういう発想はなかったのか。

この2点をお聞きします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 ご質問のまず1点目、インフルエンザの予防接種に関する補正予算案でございますが、対象者につきましては、接種日において本町にお住まいの生後6か月から中学生、それから妊娠されてる方が対象になっております。この対象者を決めた経緯でございますが、議員がおっしゃいましたように、小山医師会のほうから要望がございまして、小山医師会と2市2町、上三川町と小山市、下野市それから野木町、こちらのほうで協議した中で対象者を定めたというのが経緯になってございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 再質問いたしますけど、それでは、小山医師会は全部統一して同じ助成金ということで、認識でよろしいんですね。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 先ほど申し上げた2市2町は現在、対象者は同じということで、さ

らに助成の金額まで同じということで、足並みを揃えて実施するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

明治小学校の屋内運動場の空調施設に関しましては、避難所の対応として考えておりましたのは、暑さ対策では、エアコン等が入っている教室を利用して対応するという考えが前提にございましたので、屋内運動場に関しての空調施設の整備については、現在のところ考えていないところでございます。

○議長【石崎幸寛君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 せっかく地方創生交付金、これ、コロナ対応で使えるんですね。せっかくですから、他の市町村でも全部でこれ、使ってますよね。ですから、私は、そういう避難所になってる体育館にはぜひエアコンがあつたらいいなと思って質問をしたわけでございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第72号「令和2年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第23、議案第77号「令和元年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第29、議案第83号「令和元年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第77号から議案第83号までの決算の認定関係につきまして、各会計決算の概要について一括してご説明いたします。

別冊でお配りいたしました「令和元年度上三川町一般会計・特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計決算の概要と主要施策の説明書」をご覧くださいと存じます。

まず、2ページをお開きください。一般会計につきましては、当初予算額112億円、繰越事業費2億2,061万円を計上し、その後、総額1億2,394万6,000円の減額補正を行い、最終予算総額は112億9,666万4,000円となりました。歳入決算額は111億2,570万8,658円、前年度と比較して4億8,148万3,418円、4.5%の増となりました。また、歳出決算額は105億1,843万5,063円、前年度と比較して3億3,399万1,209円、3.3%の増となりました。その結果、形式的な収支差引額は6億727万3,595円となりました。実質収支は4億5,034万1,165円の黒字となり、これを次年度に繰り越すこととなりました。

次に、歳入・歳出決算の主な内容について、申し上げます。

歳入について、構成比は、町税54.0%、国庫支出金12.3%、県支出金7.7%、町債7.6%、地方消費税交付金5.4%の順となっております。財源別では、収入調達の分類で、自主財源67億9,060万2,597円、構成比61.0%、依存財源43億3,510万6,061円、構成比39.0%、用途の分類で、一般財源83億4,075万6,649円、構成比75.0%、特定財源27億8,495万2,009円、構成比25.0%となりました。

次に、歳出について、構成比は、民生費36.3%、土木費14.3%、教育費11.3%、総務費10.9%、公債費7.5%の順となっております。また、性質別構成比では、扶助費22.8%、物件費15.8%、人件費14.8%、補助費等14.1%、普通建設事業費12.3%の順となっております。義務的経費、任意的経費の区分では、義務的経費47億4,752万6,000円、構成比45.1%、任意的経費57億7,090万9,000円、構成比54.9%となりました。また、消費的経費・投資的経費・その他の経費の区分では、消費的経費71億2,228万7,000円、構成比67.7%、投資的経費13億1,280万9,000円、構成比12.5%、その他の経費20億8,333万9,000円、構成比19.8%となりました。

なお、町債の令和元年度末現在高は62億6,836万6,000円で、町民1人当たりの現在高は20万344円となりました。

以上が一般会計決算の概要であり、主な事務事業の概要と成果については5ページ、6ページに目を通していただきたいと思います。

次に、特別会計等について、会計別に順を追ってご説明いたします。7ページをお開きください。

まず、国民健康保険事業特別会計決算は、歳入30億9,688万1,900円、前年度対比5,978万3,705円、1.9%の減、歳出30億3,346万4,819円、前年度対比4,091万2,333円、1.4%の増で、差引き6,341万7,081円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、介護保険事業特別会計決算は、歳入22億4,948万5,371円、前年度対比7,101万1,357円、3.3%の増、歳出21億2,131万5,860円、前年度対比4,217万1,231円、2.0%の増で、差引き1億2,816万9,511円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算は、歳入2億7,161万2,597円、前年度対比753万7,622円、2.9%の増、歳出2億6,671万6,155円、前年度対比749万3,177円、2.9%の増で、差引き489万6,442円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、農業集落排水事業特別会計決算は、歳入3億2,216万1,050円、前年度対比512万4,190円、1.6%の増、歳出3億1,737万5,816円、前年度対比500万2,353円、1.6%の増で、差引き478万5,234円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、水道事業について、給水戸数1万920戸、給水人口2万8,022人で、行政区域内普及率が89.6%となり、前年度より0.1ポイント増加しました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額6億2,370万9,614円、支出総額5億5,126万5,464円で、差引き額が7,244万4,150円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算は、収入総額6,779万9,632円、支出総額2億6,121万8,295円となりました。

最後に、下水道事業について、接続戸数8,522戸、接続人口2万1,692人で、接続率は87.1%でありました。年間総有収水量は250万4,397立方メートルで、前年度と比較して2万7,091立方メートル、1.1%の増となりました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額8億2,932万3,497円、支出総額8億787万3,089円で、差引き額が2,145万408円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算は、収入総額7億3,424万6,351円、支出総額7億8,140万3,247円となりました。

以上で、令和元年度における各会計決算の概要と主要施策の成果について説明を終わります。

なお、決算書の内容については、会計管理者及び上下水道課長より説明をさせます。

---

○議長【石崎幸寛君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

---

○議長【石崎幸寛君】 会計管理者及び上下水道課長の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者【保坂文代君】 それでは、別冊の令和元年度決算書をご用意ください。

先ほど、町長より決算の概要と主要施策について説明がございましたので、これからの説明につきましては、町長の説明と重複しないよう、主なものについてご説明いたします。

13、14ページをお開き願います。

一般会計の歳入でございます。第1款町税、右側14ページ最上段、左から2列目、収入済額は60億437万9,326円でございます。前年度と比較いたしまして2億8,641万2,743円の減となりました。これは主に法人町民税の減によるものでございます。その右側、町税の不納欠損額は2,359万1,066円で、内訳は、町民税の個人が82人、法人が7社、固定資産税が99人、都市計画税が23人、軽自動車税が79人、実人数では241人分を不納欠損いたしました。その右側、収入未済額は2億846万595円で、内訳は、町民税の個人が1,297人、法人が30社、固定資産税が1,055人、都市計画税が340人、軽自動車税が436人、実人数では1,843人分が収入未済となりました。町税全体の調定額に対する徴収率につきましては、備考欄にありますように96.3%で、前年度と比較しまして0.2ポイントの増でございます。

続きまして、23、24ページをお開き願います。

24ページの中ほど、第12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金でございます。これは保育料で、収入済額は9,596万円。内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は222万3,320円で、現年度14人分、過年度13人分でございます。

続きまして、次のページ、25、26ページをお開き願います。

26ページ下から7段目、第13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、3節住宅使用料でございます。これは、町営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用料でございます。収入済額は2,603万2,860円。内容は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は266万1,700円で、15世帯分でございます。

続きまして、45、46ページをお開き願います。

46ページの中ほど、第20款諸収入、3項貸付金元利収入、2目住宅新築資金等貸付金元利収入、1節滞納繰越分でございます。収入済額は22万円。内容は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は2,968万9,046円。内訳は、住宅新築資金5人分、住宅改修資金1人分、宅地取得資金6人分で、貸付実人数は7人分でございます。

続きまして、49、50ページをお開き願います。

一番下の段、一般会計歳入合計でございます。右側50ページ、調定額の合計は113億9,233万3,785円、収入済額の合計は111億2,570万8,658円で、調定額に対する収入率は97.7%でございます。

続きまして、一般会計歳出でございます。歳出につきましては、この後予定されております決算特別委員会で各所管課より説明がございましたので、私からは予備費の充当について主なものをご説明いたします。

それでは、まず131、132ページをお開き願います。

右側132ページ、備考欄の下から5段目、予備費より充当724万5,000円でございます。こ

これは、第9款1項消防費、5目災害対策費、3節職員手当等で、主な内容は、台風19号の対応により災害対策費の時間外勤務手当等が不足したことによる充当でございます。

続きまして、同じページ、備考欄の一番下の段、予備費より充当70万4,000円でございます。これは、同日災害対策費、18節備品購入費で、災害時に備えまして電気自動車用の外部給電器を購入するために充当したものでございます。

続きまして、149、150ページをお開き願います。

右側150ページ、備考欄の下から4段目、予備費より充当63万9,000円でございます。これは、第10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費、13節委託料で、生沼邸活用事業を迅速に進めるため、耐震予備診断を実施するための充当でございます。

続きまして、161、162ページをお開き願います。

一番下の段、一般会計歳出合計でございます。左側161ページ、予算現額の合計は112億9,666万4,000円でございます。162ページ、支出済額の合計は105億1,843万5,063円で、予算現額に対する執行率は93.1%でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。

171、172ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。第1款保険税、右側172ページ最上段、収入済額は7億1,625万9,628円。不納欠損額は1,891万6,587円で、108人分でございます。収入未済額は2億3,560万7,726円で、実人数1,107人分が収入未済となりました。保険税の調定額に対する徴収率は73.8%で、前年度と比較しまして1.9ポイントの増でございます。

続きまして、185、186ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計歳入合計でございます。186ページの一番下の段、調定額の合計は33億5,140万5,613円、収入済額の合計は30億9,688万1,900円で、調定額に対する収入率は92.4%でございます。

続きまして、歳出でございます。205、206ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計歳出合計でございます。左側205ページ一番下の段をご覧ください。予算現額の合計は30億5,872万2,000円、支出済額の合計は30億3,346万4,819円で、予算現額に対する執行率は99.2%でございます。

次に、介護保険事業特別会計でございます。215、216ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。第1款保険料、右側216ページ一番上の段、収入済額は5億5,564万391円。不納欠損額は130万8,200円で、31人分でございます。収入未済額は795万2,040円で、実人数186人分が収入未済となりました。調定額に対する徴収率は98.4%で、前年度と比較しまして0.2ポイントの増でございます。

225、226ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計歳入合計でございます。右側226ページ一番下の段、調定額の合計は22億5,874万5,611円、収入済額の合計は22億4,948万5,371円で、調定額に対する収入率は99.6%でございます。

続きまして、歳出でございます。243、244ページをお開き願います。

一番下の段をご覧ください。介護保険事業特別会計の歳出合計でございます。予算現額の合計は2億7,538万円、支出済額の合計は2億1,311万5,860円で、予算現額に対する執行率は93.2%でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。253、254ページをお開き願います。

まず歳入でございます。第1款保険料、右側254ページの一番上の段、収入済額は2億987万4,200円。不納欠損額は2億6,210,000円で、8人分でございます。収入未済額は1億1,111万8,000円で、実人数41人分が収入未済となりました。保険料の調定額に対する徴収率は99.3%で、前年度と比較しまして0.2ポイントの増でございます。

次のページ、255、256ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入合計でございます。256ページ一番下の段、調定額の合計は2億7,299万2,697円、収入済額の合計は2億7,161万2,597円で、調定額に対する収入率は99.5%でございます。

続きまして、259、260ページをお開き願います。

一番下の段をご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳出合計でございます。予算現額の合計は2億7,128万4,000円、支出済額の合計は2億6,671万6,155円で、予算現額に対する執行率は98.3%でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。269、270ページをお開き願います。

まず歳入でございます。右側270ページ上から4段目、第1款分担金及び負担金、1項分担金、1目1節農業集落排水事業費分担金でございます。収入済額は4億48万9,900円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は1億64万6,400円で、分担金41人分でございます。

続きまして、同じページ中ほど、第2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節農業集落排水使用料でございます。収入済額は5,572万7,153円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は56万7,685円で、62人分が収入未済となりました。

次のページ、271、272ページをお開き願います。

歳入合計でございます。右側272ページ一番下の段、調定額の合計は3億2,437万5,135円、収入済額の合計は3億2,216万1,050円で、調定額に対する収入率は99.3%でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計歳出でございます。275、276ページをお開き願います。

一番下の段、予算現額の合計は3億2,097万2,000円、支出済額の合計は3億1,737万5,816円で、予算現額に対する執行率は98.9%でございます。

続きまして、279、280ページをお開き願います。

一般会計、特別会計実質収支に関する調書でございます。実質収支額の各会計総合計額は、280ページの右下にありますように、6億5,160万9,433円で、一般会計及び特別会計は黒字決算となりました。

各会計の収支につきましては町長からの説明にありましたので、私のほうからは省略させていただきます。

次に、283、284ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。1の公有財産（1）土地及び建物についてご説明いたします。283ページ一番下の段、総合計欄をご覧ください。まず、土地につきましては、決算年度中増減高4万71.46平方メートルの減でございます。主な理由といたしましては、富士山南公園整備に伴う用地取得及び生沼家住宅敷地の寄附による増と、公共下水道事業の公営企業会計移行などによるものでございます。次に、建物につきましては、右側284ページ一番下の段、右から2列目でございます。延べ面積合計の決算年度中増減高は491.40平方メートルの減でございます。内容といたしましては、公共用財産では生沼家木造住宅、石蔵等の寄附による増と公共下水道の公営企業会計移行による減、普通財産では旧ふざかし保育所の解体撤去による減でございます。

続きまして、次のページ、285ページをお開き願います。

（2）並木杉でございます。並木杉は、決算年度中の増減はございませんでした。

次に（3）出資による権利でございます。表の下から2段目の欄、公益信託上三川町ふるさと人材育成奨学基金において、決算年度中増減高が238万1,186円の減となっております。これは、主に学資給付によるもので、奨学件数は10件でございました。これによりまして、出資による権利の決算年度末現在高の合計は1億544万1,168円となりました。

次に（4）有価証券でございます。有価証券につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、286ページ（5）無体財産権でございます。無体財産権につきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、2の物品でございます。詳細につきましては、表のとおりでございますので、省略させていただきます。

続きまして、次のページ、287、288ページをお開き願います。

3の債権でございます。住宅新築資金貸付金等の決算年度中の増減高は19万4,400円の減で、表記載のとおり返済がございましたので、決算年度末現在高は2,479万4,800円でございます。

続きまして、4の基金でございます。基金全体の決算年度末の現在高は68億3,449万2,338円でございます。

個別の基金につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、291、292ページをお開き願います。

印紙等購買基金運用状況調書でございます。印紙、証紙につきましては、旅券事務執行等に伴う印紙、証紙の購入及び売りさばきでございます。決算年度末現在高はここに記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計、特別会計決算書の主な内容について説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、「令和元年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、ご説明いたします。

295、296ページをお開きください。



決算報告書（１）収益的収入及び支出の収入でございます。第１款水道事業収益は、決算額６億２,３７０万９,６１４円で、対前年度比０.７％の減でございます。第１項営業収益４億９,６３６万８,０１７円は、主に水道料金と加入金でございます。第２項営業外収益１億２,７３４万１,５９７円は、主に長期前受金戻入と一般会計からの補助金でございます。

次に、支出でございます。第１款水道事業費用、決算額は５億５,１２６万５,４６４円で、対前年度比２.９％の増でございます。第１項営業費用４億９,８５７万７,５１２円は、主に経常経費と減価償却費でございます。第２項営業外費用５,２６８万６,４４０円は、企業債支払利息等でございます。

次のページ、２９７、２９８ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出の収入でございます。第１款水道事業収入は、決算額６,７７９万９,６３２円で、対前年度比１.４％の減でございます。主な収入ですが、第２項出資金５,５５０万円は、一般会計からの出資金でございます。第３項負担金１,２２９万９,６３２円は、消火栓設置及び下水道工事に伴う配水管布設替等の負担金でございます。

次に、支出でございます。第１款水道事業支出は、決算額２億６,１２１万８,２９５円で、対前年度比４.１％の減でございます。第１項建設改良費１億２,７５３万３,０２３円は、配水管布設等の工事請負費でございます。第２項企業債償還金１億３,３６８万５,２７２円は、企業債の元金償還金でございます。

なお、２９７ページの下段に表示しております決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億９,３４１万８,６６３円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補填したものでございます。

続きまして、次のページ、２９９ページをお開きください。

令和元年度損益計算書についてご説明いたします。この計算書は、水道事業の１年間の収益と費用の状態を明らかにしたものを税抜きで表したものでございます。

まず、１の営業収益より２の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、３,０２４万２,６９３円のマイナスでありました。次に、３の営業外収益から４の営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右列の下から２段目にありますように、９,２８６万３,４０２円でございます。営業利益と営業外収支を足しました経常利益は、最下段にありますように６,２６２万７０９円となりました。

続きまして、次の３００ページに移ります。

５の特別利益はございませんでした。６の特別損失は１,４００円のマイナスでございました。当年度純利益は、一番右の列の上から２段目にありますように６,２６１万９,３０９円で、対前年度比２５.４％の減となりました。なお、前年度繰越金はございませんでしたので、当年度末処分利益剰余金は当年度純利益と同額となります。

続きまして、３０１、３０２ページをお開きください。

剰余金計算書についてご説明いたします。この計算書は、それぞれの項目ごとに剰余金はその年度中にどのように変動したかを示す表でございます。当年度末の利益剰余金合計残高は、３０２ページの最下段の表、右から２列目にありますように、当年度末処分利益剰余金の６,２６１万９,３０９円を加え

ました10億165万6,259円となりました。

続きまして、303ページをお開きください。令和元年度剰余金処分計算書（案）でございます。先ほど損益計算書で説明しました当年度未処分利益剰余金の6,261万9,309円のうち4,261万9,309円を減債積立金の積立てとして処分し、未処分残高2,000万円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すものでございます。

次に、304ページのキャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

キャッシュ・フロー計算書とは、企業の一定期間内における実際の現金預金の流れを表したものでございます。1の業務活動及び2の投資活動、3の財政活動のキャッシュ・フローによる資金増減額は、下から3段目になりますが、1億4,070万3,223円の増加となり、昨年度末残高であります5の資金期首残高と合わせた6の資金期末残高は23億4,373万5,637円で行いました。

続きまして、305ページをお開きください。

貸借対照表についてご説明いたします。この表は、水道事業の財政状況を明らかにするため、令和元年度末における全ての資産、負債及び資本を総括的に示すものでございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、一番右の列の最下段になりますが、96億6,619万5,882円となりました。

次に、306ページの負債の部でございますが、3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債合計は、一番右の列の下から2段目にありますように29億8,710万2,136円となりました。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、次の307ページ一番右の列の下から2段目にありますように66億7,909万3,746円となりました。また、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は96億6,619万5,882円となり、この額は2ページ前の305ページの最下段の資産合計と同額になるものでございます。

また、310ページからは決算付属書類を添付しております。内容につきましては、この後予定されております決算特別委員会でご説明をいたします。

以上で、「令和元年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「令和元年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、ご説明させていただきます。

333、334ページをお開き願います。

決算報告書（1）収益的収入及び支出の収入でございます。第1款下水道事業収益は、決算額8億2,932万3,497円でございます。第1項営業収益3億703万464円は、主に下水道使用料でございます。第2項営業外収益5億2,229万3,033円は、主に長期前受金戻入と一般会計からの補助金及び国庫補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用、決算額は8億787万3,089円でございます。第1項営業費用7億458万1,276円は、主に経常経費と減価償却費でございます。第2項営業外費用1億141万3,250円は、企業債支払利息等でございます。

次のページ、335、336ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出の収入でございます。第1款下水道事業収入は、決算額7億3,424万6,351円でございます。主な収入ですが、第1項企業債2億2,330万円は、建設改良費に関わる企業債でございます。第2項出資金4,212万7,000円は、一般会計からの出資金でございます。第3項他会計補助金3億3,060万4,000円は、一般会計からの補助金でございます。第4項国庫補助金1億2,823万1,000円は、建設改良費に関わる国庫補助金でございます。第5項負担金998万4,351円は、受益者負担金でございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業支出は、決算額7億8,140万3,247円でございます。第1項建設改良費3億9,512万7,745円は、雨水整備や下水道管布設等の工事請負費でございます。第2項企業債償還金3億8,627万5,502円は、企業債の元金償還金でございます。

なお、335ページの下段に表示しております決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,715万6,896円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と引継ぎ金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填したものでございます。

続きまして、次のページ、337ページをお開きください。

令和元年度損益計算書についてご説明いたします。

まず、1の営業収益より2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、3億9,958万8,705円のマイナスでありました。次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右の列の下から2段目にありますように、4億1,907万7,945円でございます。営業利益と営業外収支を足しました経常利益は、最下段にありますように1,948万9,240円となりました。

続きまして、次の338ページになりますが、5の特別利益はございませんでした。6の特別損失は、一番右の列の上から1段目になりますが、187万6,163円のマイナスでございました。当年度純利益は、一番右の列の上から2段目にありますように1,761万3,077円となりました。なお、前年度繰越金はございませんでしたので、当年度末処分利益剰余金は当年度純利益と同額となります。

続きまして、339、340ページをお開き願います。

剰余金計算書についてご説明いたします。当年度末の利益剰余金合計残高は、340ページの最下段の表、右から2列目にありますように、企業会計適用初年度のため、当年度末処分利益剰余金と同額の1,761万3,077円となりました。

続きまして、341ページをお開き願います。令和元年度剰余金処分計算書(案)でございます。先ほど損益計算書で説明しました当年度末処分利益剰余金の1,761万3,077円を減債積立金の積立として処分するものでございます。

次に、342ページのキャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

1の業務活動、2の投資活動及び3の財政活動のキャッシュ・フローによる資金増減額は、下から3段目になりますが、1億2,731万2,859円の増加となり、6の資金期末残高は、企業会計初年度のため同額でございます。

続きまして、343、345ページをお開きください。

貸借対照表についてご説明いたします。まず、資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、一番右の列の最下段で、139億1,729万2,248円となりました。負債の部でございますが、3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債合計は、一番右の列の下から2段目にありますように131億8,745万4,630円となりました。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、次の345ページの一番右の列の下から2段目にありますように7億2,983万7,618円となりました。また、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は、一番右の列の最下段で、139億1,729万2,248円となり、この額は2ページ前の343ページの最下段、資産合計と同額になるものでございます。

また、348ページからは決算付属書類を添付しております。内容につきましては、この後予定されております決算特別委員会でご説明をいたします。

以上で、「令和元年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わらせていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査意見を求めます。館野代表監査委員。

(代表監査委員 館野治信君 登壇)

○代表監査委員【館野治信君】 お手元に配付されております「令和元年度上三川町一般会計・特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算並びに基金運用状況等の審査意見書」について、ご報告いたします。

朗読を省きまして主な内容についてのご説明といたしますので、ご了承いただきたいと存じます。

意見書の1ページでございます。「1の審査対象」から「4の審査の結果」でございますが、審査の対象は、令和元年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算であります。審査は、事前の書類審査の後、8月17、18日の2日間、津野田監査委員とともに各課ヒアリングを行いました。

審査の方法であります。決算関係諸帳簿の他、内容確認のため、関係職員に対するヒアリングと、令和元年度、令和2年度の例月現金出納検査及び令和元年度の定例監査の結果も参考にいたしました。

審査の結果につきましては、一般会計、特別会計の決算書、帳簿類を照合したところ正確であり、それぞれの目的に従って執行され、内容も適正であると認められました。

水道事業会計、下水道事業会計につきましても、決算書、関係帳簿を審査した結果、適正なものと認められました。

また、財産に関する調書につきましても適正に処理されておりました。

本町の財政全般を見た場合、財政指標はおおむね良い値を示しており、前年度87.2%であった經常収支比率は80.5%に好転しております。また、起債残高についても、企業会計を含む町全体の残高は減少してきております。適正な財政運営のためにも、歳入を中期的に予測し、計画的な財源確保策を講じるとともに、事業実施による費用対効果を見極め、既存の施策、事業の再構築や最適化などに取り組むことにより、持続可能な行財政運営を図っていただきたいと思います。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療においては、事業の健全な運営のため、引き続き給付費の抑制の取組を進めるとともに、保険料滞納の抑制のため、徴収業務について努力していただきたいと思っております。

会計全般としては、不用額の削減について努力をされておりますが、一部の会計または科目において、多額の不用額を生じている状況も見受けられました。引き続き、支出額をよりの確に予測し、必要に応じ減額補正等を行い、適切な予算の執行に努めていただきたいと思っております。

2ページをご覧ください。5の決算の概要についてご説明します。

(1)の総括でございますが、決算額は、一般会計と各特別会計を合わせ、歳入総額で170億6,584万9,576円、歳出総額で162億5,730万7,713円となっております。一般会計は、翌年度へ繰り越すべき財源1億5,693万2,430円を差し引いた実質収支額は4億5,034万1,165円、特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額で2億126万8,268円となっております、いずれも黒字決算を計上しております。

なお、各会計の決算額は、表1のとおりでございます。

3ページでございます。(2)の一般会計についてご説明します。「アの歳入について」でございますが、総額は111億2,570万8,658円、前年度と比較すると4億8,148万3,418円の増となっております。歳入に占める自主財源は67億9,060万2,597円、構成比で61.0%、うち、町税は60億437万9,326円で、徴収率は96.3%、前年度と比較しますと0.2ポイント上昇しております。町税の徴収率については、法人町民税については低下しておりますが、他の税目については上昇しており、全体としては、徴収率は上昇しております。町税は、歳入の根幹をなす重要なものであり、負担公平の観点からも、徴収率の向上のための努力を求めるものであります。

歳入全体としては、他団体に比べ自主財源比率は高いほうであるものの、本町の財政事情として、法人町民税の変動に伴い、各年度の増減の差が大きく、歳入は不安定であることから、今後とも中長期的な計画に基づいて財源の確保に努めていただきたいと思っております。

4ページでございます。「イの歳出について」でございますが、総額105億1,843万5,063円、前年度と比較すると3億3,399万1,209円の増となっております。歳出に占める構成比では、民生費36.3%、土木費14.3%、教育費11.3%の順になっております。性質別構成比では、扶助費22.8%、物件費15.8%、人件費14.8%の順になっております。

歳出全般で見ますと、減少しているものもありますが、昨年度と比較し総じて増加に転じており、財政への影響が懸念されることから、事業実施による費用対効果を見極め、既存の施策、事業の再構築や最適化に取り組むことにより、持続可能な行財政運営を図っていただきたいと思っております。

5ページでございます。(3)の特別会計についてご説明します。

「アの国民健康保険事業」でございますが、歳入総額30億9,688万1,900円、歳出総額30億3,346万4,819円で、歳入歳出差引額は6,341万7,081円となっております。歳入の保険税の徴収率は73.8%で、前年度と比較すると1.9ポイント上昇しております。

歳出の保険給付費は19億5,257万6,999円で、前年度と比較すると3,557万3,317円の増となっております。

歳入においては、保険税の収入未済額の削減、徴収率の向上、歳出においては、保険給付費の抑制に努力され、財政運営の安定化を求めるものであります。

「イの介護保険事業」でございます。歳入総額は22億4,948万5,371円、歳出総額は21億2,131万5,860円で、歳入歳出差引額は1億2,816万9,511円となっております。保険料の収入未済額は昨年より減少し、徴収率も向上しているため、引き続き解消に向けた努力をお願いいたします。

「ウの後期高齢者医療」でございますが、歳入総額は2億7,161万2,597円、歳出総額は2億6,671万6,155円、歳入歳出差引額は489万6,442円となっております。保険料の収入未済額が減少し、徴収率も昨年より向上しているため、引き続き解消に向けた努力をお願いいたします。

「エの農業集落排水事業」でございますが、歳入総額は3億2,216万1,050円、歳出総額は3億1,737万5,816円、歳入歳出差引額は478万5,234円となっております。4つの処理区域の接続率は向上しているものの、まだ地域間では大きな格差があるため、引き続き、接続率の向上を努力していただきたいと存じます。

6ページでございます。（4）の水道事業会計についてご説明いたします。

収益的収支では、純利益6,261万9,309円ではありますが、今後も配水管布設工事、企業債元利償還による支出があることから、給水区域内の接続推進に努め、健全経営への努力が必要と思われまます。給水状況であります。給水人口は2万8,022人、行政区域内普及率は89.6%となっております。普及率及び給水原価は、まだ改善の余地があると思われまますので、一層の努力をお願いいたします。

7ページでございます。（5）下水道事業会計についてご説明します。

収益的収支では、純利益1,761万3,077円ではありますが、歳入は一般会計補助金に依存しており、加えて企業債元利償還による支出もあることから、大変厳しい運営状況にあると思われまます。平成31年4月1日からの地方公営企業法適用後、最初の決算年度でもありましたが、接続人口は2万1,692人で、普及率79.6%、接続率87.1%となっております。下水道未整備地区の整備を進めるとともに、加入促進等による接続率向上に一層の努力をお願いいたします。

8ページでございます。（6）の財産について、主なもののみについてご説明します。

「アの公有財産」の「（ア）の土地及び建物」についてでございますが、土地は90万7,241.90平方メートルで、公共下水道の企業会計化による減、建物は10万2,860.12平方メートル、旧ふざかし保育所の解体撤去による減及び公共下水道の企業会計化による減でありました。

9ページでございます。「エの基金」についてでございますが、令和元年度末現在、基金としては、積立てがあるものは14基金で、総額68億3,449万2,228円、前年度と比較すると2億441万4,189円の増となっております。

（6）の町債の状況についてご説明します。令和元年度末の町債残高は、一般会計62億6,836万6,000円、農業集落排水事業特別会計25億708万1,000円、企業債残高は、水道事業会計13億1,688万1,000円、下水道事業会計51億9,701万8,000円となっております。

一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を合計した町債・企業債の合計残高は152億8,935万1,000円で、前年度と比較すると3億6,271万7,000円の減となっております。

引き続き適切な管理をお願いいたします。

10ページでございます。(7)の財政指標の状況についてご説明します。

「アの財政力指数」は3か年平均で1.066、前年度より0.067ポイント低下しております。

なお、単年度ベースでは0.959、前年度より0.34ポイント低下、1.0を下回り、普通交付税の交付団体となっております。

「イの経常収支比率」は80.5%で、前年度より6.7ポイント低下しております。

「ウの実質公債費比率」は5.1%で、前年度より0.7ポイント上昇したものの、早期健全化基準25.0%を大きく下回っております。

「エの将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、算定されませんでした。

以上、決算審査の概要でございます。

決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご参照いただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだ勢いが衰えず、経済、社会に甚大な影響を及ぼしている状況にあります。決算審査における各課のヒアリングの中でも確認したところ、決算年度内においても一部事業に影響が出ているということでありました。今年度、さらには来年度の財政運営は厳しい状況になるものと推察されます。

先ほど述べましたとおり、財政指標はおおむね良好な値を示しておりますが、本町の特徴である町税収入額の増減による財政運営の不安定化に注視し、歳入においては中期的計画に基づいた財源確保、歳出においては義務的経費の縮小に向けた、安定した財政運営が図られることをお願いいたしまして、決算審査の報告を終わります。

---

○議長【石崎幸寛君】 会議途中でございますが、ここで休憩を入れます。2時15分から開会いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【石崎幸寛君】 これから質疑を行います。

最初に、議案第77号「令和元年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑をお願いいたします。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 何点か質問させていただきます。

まず、1点目なんですけども、決算書の14ページ、この決算書の右の欄に不納欠損額というふうなことで、2,359万何がしとなっておりますけども、この不納欠損額の内容について、どのようなものがあるのかということです。というのは、不納欠損する場合には、時効という年限を経過したもの、あるいは、どうしてもこの人は税金が取れそうもないと、経済的理由で、そういったときに、滞納処分の執行停止というものをして、それを3年間経過した後に、どうしても取れないときに不納欠損ということ

でやるかと思うんですけども、この滞納と時効と、滞納処分の執行停止による不納欠損の割合はどれくらいあるのかということと、あと、固定資産税のほうで1,794万3,000何がしの不納欠損がありますけども、固定資産を所有している人は、持ってる土地を換価することによって担税能力が十分あるかと思うんですけども、これらの滞納者の状況についてお伺いいたします。

それと、26ページの土木使用料、3節ですかね、町営住宅の使用料なんですけども、収入未済額ということで、滞納繰越分も含めて266万1,700円という金額がありますけども、町営住宅の入居申込みのときには、保証人というのが必ずつくかと思うんですけども、これらの保証人に対しての請求はどのように行っているのかということをお伺いいたします。

また、46ページなんですけども、46ページの3項貸付金元利収入ということで、2目の住宅新築資金等貸付金元利収入ということで、収入未済額が2,968万9,046円というふうなことで、返済者が5人、6人という説明を受けましたが、これ、毎年説明してるんですけども、このままの状況で町が今までどおりにいくと、50年でも100年でも200年でも、この制度が続く限り、こういった形で載ってきてしまうと。何かの方法で、これを、税金と同じように不納欠損という処分はできないのか、そういった方法はあるのかなのかということなんです。

それと、68ページですか。68ページの徴税費、税務総務費の中の23節償還金、利子及び割引料ということで、当初予算が3,045万2,000円を組んでおります。支出済額が2,371万9,281円、不用額が673万2,719円ということで、多額の金が不用額となっております、予備費より充当ということで5万2,000円、予備費より充当してます。私が見る限り、当初もらった予算に670万何がしの不用額があるというところ、何も5万2,000円の、予備費から充用がどういう理由でやってるのか、ちょっと考えられないということ、その辺のところなんです。

長くなりますので、その辺でもう終わりにしたいと思うんですけども、執行部の答弁を求めたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまの志鳥議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、不納欠損額の2,359万1,066円、こちらの内訳ということでございますが、不納欠損につきましては、5年による時効、そちらが2,206万358円、執行停止、滞納処分の停止でございまして、こちらが3年でございまして、こちらにつきましては153万708円ということで、内訳、割合で計算いたしますと、5年時効が93.5%、執行停止3年につきましては6.5%の割合となっております。

また、不納欠損の固定資産税ということでございますけれども、不納欠損、そちらに至るまでですね、こちらでは未納という形、滞納の方につきましては督促、そしてそれでも納付がない場合、催告を行っておるところでございますけれども、納付がない場合、そうした場合には、再三にわたって自主納付をお願いしているところでございますけれども、それでも納付がない場合は、滞納処分の執行に向けた財産調査ということで調査をいたします。その際に当然、給与、預貯金、生命保険また固定資産、ですから不動産等も当然処分ということで、財産調査をいたしております。ただ、その財産調査の中でですね、やはり、相談の中で、分割で納税したいといった方も当然いらっしゃいます。ただ、その中で



も、それ以外につきまして、例えば固定資産税については、当時は持っていたけれども、現在はやはり破産したり財産がもう既になくなったり、そういった、あとは、例えば仕事の、就労の見込みが立たない高齢者の方、そういった方もいらっしゃる、あとは、亡くなって財産もない、相続人もいない、そういった場合もあります。そういった中で不納欠損に至ってしまっているという状況も中にはございます。あとは不動産、固定資産以外にも他の税についても課税されていて、例えば国保税、介護保険料、そういったもので当然かかっていらっしゃる方もいらっしゃるのです、そういった中で、例えば分割での納付ということで相談があれば、サービスとか保険の関係もございますので、そちらに回すということもありますので、そうした中で、こういった不納欠損という形に至ってしまっているところはございますが、基本的には財産、そういったものを調査して、できるだけ納めていただくように、こちらでも担税力、納税の資力を十分調査しながら行っているところでございますが、そうした中で、固定資産以外につきましても残ってしまっているということもございます。

あともう1点、歳出のほうでご質問がございました。68ページの徴税費の23節、予備費より充当5万2,000円、こちらにつきましては、予備費充当につきましては、年度当初、4月におきまして、固定資産税の償却資産におきまして、企業の修正申告により過年度分の還付金が生じ、それに伴う還付金予算に不足が生じたことから、予備費より充当して早急に還付処理をしたところでございます。その後、こちら4月でございましたので、その後の還付に対応するため、不足した予算を6月に補正いたしました。なお、当初予算につきましては、償還金につきましては1,700万円の予算を組んでいたところでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 志鳥議員のご指摘の未済額266万1,700円でございますが、連帯保証人の方に請求ということでございますが、現状としては、実施しておりません。自主納付を原則としてしているところでございます。

なお、4月より、督促につきましては強化を図っているところでございます。7月末日の未済額は169万6,720円という状況になっております。今後におきましても、未収金の解消に向けまして、強い意志を持った形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 住宅資金の貸付けの返済の件でございますが、議員おっしゃったように、これまで何度かご質問いただいておりますが、お答えとしましては、これまでと同様、返済していただいている方が、このように22万という額であります、いる以上、もうこれまでに返済された方との不公平ということもございますので、町としましては、引き続き返済を求めていきたいと考えております。なお、不納欠損可能かどうかということもございましたが、その件につきましては、今後研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 14ページの税金の不納欠損の件なんですけども、ある人に言われたんです。固定資産税の不納欠損というのはないだろうと。土地はあるんだから、それをどうしても納めてもらうためには、財産の換価というものがあるんじゃないかと。そこまで税務課はやってるのかなというふうな話をされたんですよ。結局、給与所得者なんかは、給与の差押えというのを実際やられてるんですよ。私のところに泣きついてきた納税者がいるんです。農協の口座が二口差し押さえられちゃった、どうしようというふうな話で来たんですけども、そういった差押えしやすいものは差し押さえて、固定資産税みたいなのは換価できる財産があるのに、なぜやらないんだというような話も、その人が私にしました。今、担当課長から答弁がありましたけども、軽自動車なんかは、やはりタイヤのロックなんということ、税務課でチラシなんか出してますけども、固定資産税なんかも、本当に納める気がなくて納めないような人に対しては、抵当権の設定ということも十分今までやったことがあるものと思うので、それらも頭に入れてやっていただきたいのと、納税の平等の原則、これに従って事務執行していただければというふうに思います。

次に、町営住宅の件なんですけども、これらについても、なかなか保証人までいけないというのが現状かもしれないですけども、保証人まではいかなくても、徴収努力をこれからもやっていただきたいというふうに思います。例えばこれ、町営住宅だからこれで済みますけども、民間だと、もう退去をしてくださいという話にいつちゃうわけですよ。それぞれの生活状況もあるかと思うんですけども、徴収に努力していただければというふうに思います。

それと今度、次に、また68ページの税金の件なんですけどもが、3,000万、先の予算をもらったんですから、1,700万程度の還付加算金、そして諸税還付金が予算化されてるので、年度当初ならなおさら、この全体的な予算の中で泳げて、年度末に足らなくなった、年度途中で足らなくなったようなときに初めて補正増額と。でも、足らなかった場合には、最後に予備費流用とか節内流用とかというふうなやり方が一番合理的なやり方だと思います。そうすることによって、もらった予算を670万も余らせるなんていうことはしなくてもいいと思うんです。この670万を早いうちに使う見込みがないからというふうに補正を組んでおけば、この670万が、補正予算のときに、他の課で欲しいときに予算がまわせるわけですよ。その辺のところは財政担当課長辺りもよく理解してるかと思うんですけども、ちょっとやり方が、私からすればもったいないやり方だなと。こういうやり方を今してるのかなと、何でだろうというふうな部分にたつてやったものです。前回の決算の質疑のときにも、私、これと同じことを質問しましたが、当初にこういうことがあったからというふうな答弁でした。当初なら、全体的にもらった予算の中で十二分に泳げると。年度経過して足らなければ補正だと。年度末にどうしても足らなければ、節内流用だと。あるいは、節内で流用できないときには、予備費充当だと。これが予算の使っていく順番ではないのかなというふうに思います。

以上をもって私の質問を終わりますけども、来年度は、ぜひとも、このようなことがないように、ちょっと研究しながら予算を使ってみてください。

以上で質問を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質問なしと認めます。これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第83号「令和元年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6議案につきましては、一括して質疑をお願いいたします。質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで議案第78号から議案第83号までの質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第77号から議案第83号までにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員の定数につきましては、各常任委員会から3人の計6人及び副議長とし、7人をもって構成したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員の定数は7人と決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 ここで、各常任委員会からの決算特別委員選考のため、暫時休憩いたします。

この間に各常任委員会で協議し、3人の委員を選考してください。

午後2時34分 休憩

午後2時39分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

---

○議長【石崎幸寛君】 各常任委員会における決算特別委員の選考結果について、これより、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、8番、稲川 洋君。

○8番・総務文教常任委員長【稲川 洋君】 総務文教常任委員会からは、私、稲川、副委員長の海老原、それに田崎幸夫議員が決算特別委員として出ることになりました。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長、12番、稲見敏夫君。

○12番・産業厚生常任委員長【稲見敏夫君】 産業厚生常任委員は、私、稲見、副委員長の神藤、あと志鳥議員です。

○議長【石崎幸寛君】 決算特別委員の選任についてお諮りいたします。

総務文教常任委員会、稲川 洋君、海老原友子君、田崎幸夫君、産業厚生常任委員会、稲見敏夫君、神藤昭彦君、志鳥勝則君、以上6人に副議長を加え、7人の委員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名した委員を選任することに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 ここで決算特別委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。委員に選任された方は応接室にお集まりください。

午後2時41分 休憩

午後2時44分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【石崎幸寛君】 正副委員長の互選の結果について、代表者より報告を求めます。13番、高橋正昭君。

○13番【高橋正昭君】 委員長に神藤議員、副委員長に海老原友子議員。

以上であります。

○議長【石崎幸寛君】 ただいま報告のとおり、委員長に神藤昭彦君、副委員長に海老原友子君と決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、決算特別委員会に付託しました議案第77号から議案第83号までについては、9月9日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第77号から議案第83号までについては、9月9日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日3日は午前10時から一般質問を行います。大変お疲れさまでした。

午後2時45分 散会